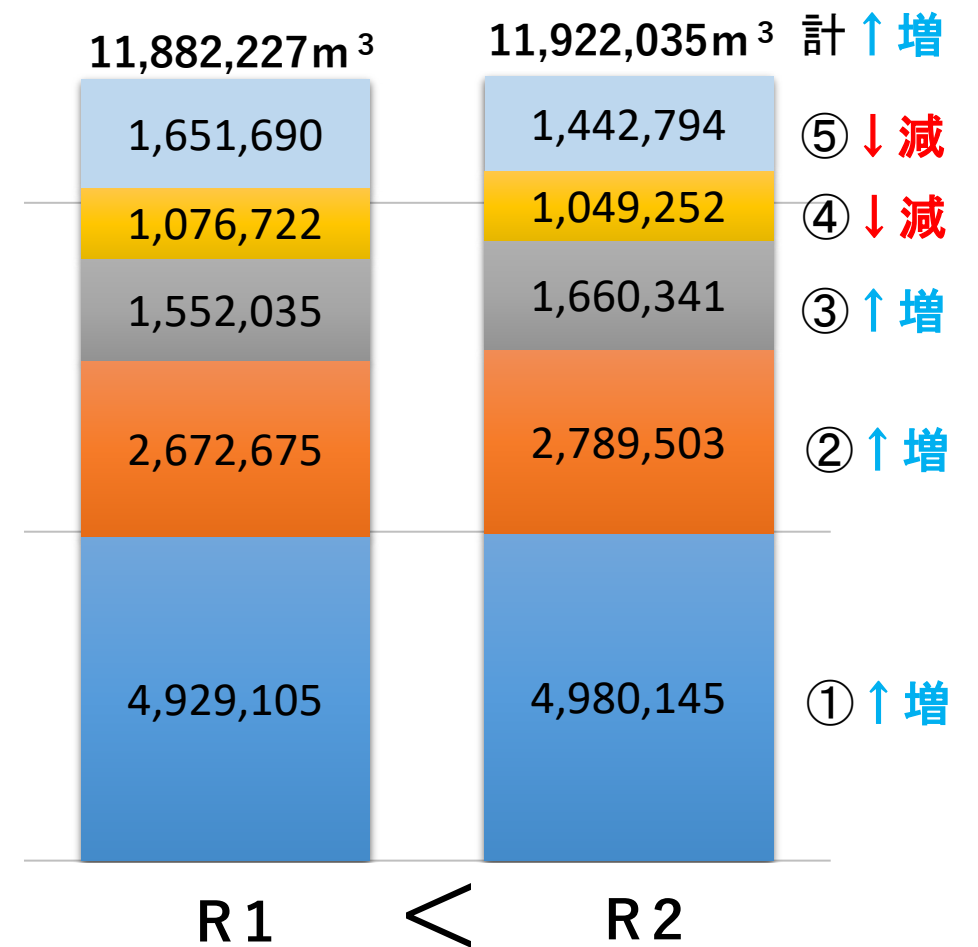


新型コロナウイルス感染症による有収水量等への影響について

1 有収水量の実績と対前年度比較（統合前上水道給水区域）

単位：m³

従量料金 段階別 区分	単価 円 / m ³	1期～4期（3月～10月計量）			影響額 試算 （千円）
		R1	R2	比較 (R2-R1)	
① 1m ³ ～ 10m ³	52	4,929,105	4,980,145	51,040	2,654
② 11m ³ ～ 20m ³	104	2,672,675	2,789,503	116,828	12,150
③ 21m ³ ～ 40m ³	139	1,552,035	1,660,341	108,306	15,054
④ 41m ³ ～ 200m ³	166	1,076,722	1,049,252	△27,470	△4,561
⑤ 201m ³ ～	202	1,651,690	1,442,794	△208,896	△42,197
計		11,882,227	11,922,035	39,808	△16,900



①段階 ②段階 ③段階 ④段階 ⑤段階
■ 1～10m³ ■ 11～20m³ ■ 21～40m³ ■ 41～200m³ ■ 201m³～

令和2年度の1期から4期までの有収水量の実績は、令和元年度の同期間の実績と比較すると僅かに増加（39,808m³増）しています。

従量料金の段階別区分を見ると、一般家庭のほとんどが含まれる使用水量の少ない区分（①段階目～③段階目）の有収水量は増加していますが、事業用や営業用としての大口の水道使用者が含まれる使用水量の多い区分（④段階目～⑤段階目）の有収水量が減少しています。

これは、外出自粛や在宅勤務などで自宅にいる時間が長くなったことで、一般家庭において使用水量が増加しているのが原因ではないかと考えられます。一方、大口の水道使用者については、事業活動の縮小や停止、外出自粛による経済社会活動への影響などにより、事業用や営業用としての使用水量が減少するとともに、学校などの臨時休校等により、教育関連施設の使用水量が減少したことが原因ではないかと考えられます。

2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予の状況

■相談及び支払猶予件数・金額

令和2年11月1日現在

	家事用	家事用以外	合計
相談件数	6 [6]	5 [5]	11 [11]
支払猶予件数	6 [6]	4 [4]	10 [10]
支払猶予金額(千円)	58 [55]	3,877 [2,607]	3,935 [2,662]
上記金額のうち 納入済みの額(千円)	55	643	698

※[]内の数値は、7月28日開催の水道事業審議会において報告した7月15日現在の数値です。

「件数」は、1水道使用者につき1件として集計しています。